

日本国厚生労働省とモンゴル国労働省との間の
労働分野における協力に関する覚書

日本国厚生労働省及びモンゴル国労働省（以下「両省」という。）は、友好関係を強化し、相互に関心を有する労働分野における協力を共に進める意思を有している。

このため、両省はここに以下の分野で協力を進めることについて検討することで一致した。

1. 雇用に繋がる技能開発、職業訓練
2. 双方の関心分野における両省所管の施設間の協力促進
3. 両省の決定による他の協力分野

両省は、本覚書に関するあらゆる事項の実施を管理し、両省の意思疎通を確実にするための以下の連絡窓口を個々に任命した。

日本側は、厚生労働省大臣官房国際課とする。

モンゴル側は、労働省大臣官房公務管理課とする。

本覚書に基づく協力は、署名の日から開始し、5年間続くものとする。本覚書に基づく協力は、自動的に引き続き5年間延長される。本覚書は、一方が本覚書の終了を希望する日の6箇月前までにその旨の通知を相手方に書面により行うことで終了することができる。

本覚書は、拘束力を持たない文書として英文で2通作成され、2016年6月2日に東京において署名された。

日本国厚生労働省の代表

モンゴル国労働省の代表
